

令和6年第4回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和6年第4回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和6年6月5日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和6年6月19日 午前10時00分

閉会日時 令和6年6月19日 午前11時42分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	石川 勝己	○
住民企画課長	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	森井 研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	選挙管理委員会事務局次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	小西 美和子	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
保健福祉課長	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	迫田 久	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計管理者	丸尾 達也	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 小林 教行 4番 村田 政義
2			諸般の報告	
3	議案	34	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	35	津別町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	
5	〃	36	津別町市街地総合再生基本計画推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について	
6	〃	37	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
7	〃	38	契約の締結について（トレーニングセンターアリーナ床改修工事）	
8	〃	39	契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（建築主体））	
9	〃	40	契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（電気設備））	
10	〃	41	契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（機械設備））	
11	〃	42	財産の取得について（学校給食配送用車）	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	43	令和6年度津別町一般会計補正予算(第3号)について	
13	〃	44	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
14	〃	45	令和6年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	46	令和6年度津別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	
16	発議	4	津別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
17	意見書案	2	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について	
18	〃	3	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
19	〃	4	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
20	〃	5	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について	
21	〃	6	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について	
22	報告	4	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 小 林 教 行 君 4 番 村 田 政 義 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 34 号 津別町下水道条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 34 号について説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるためのデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、標準下水道条例の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、排水設備等の新設等の工事における責任技術者を専属するものから選任するものに改めるものです。これは、常駐、専任規制等のアナログ規制の見直しが図られたことによります。また、既存の引用条項にずれが生じているためあわせて改正を行うものです。

新旧対照表により説明させていただきます。

第 7 条排水設備等の工事の実施につきまして、改正前の上から 3 行目の「が専属」から、「を選任」に改めます。

また、第 11 条第 2 項につきまして、政令第 9 条の 9 第 2 項につきまして条項ずれが生じていることから、第 9 条の 11 第 2 項に修正を行うものです。

条文にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、第 34 号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長(鹿中順一君) 日程第4、議案第30号 津別町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(兼平昌明君) ただいま上程となりました、議案第35号の内容の説明を申し上げます。

説明資料はございません。

条文についてご説明申し上げます。

本条例は、津別町が行う保健福祉施策の円滑な実施を図るため、津別町福祉基金の設置について必要な事項を定めるもので、平成14年7月1日施行にて運用開始となっているものです。

本条例の廃止理由についてご説明いたします。

過去、不十分だった年金制度を補完することなどを目的に実施された敬老年金について、平成14年度、その目的を達成したという理由で敬老年金条例を廃止いたしました。この財源について、その後は多様化する保健福祉施策に活用するため、同年度に津別町基金条例を設置し、昨年度まで本基金を活用してきましたが、令和5年度末にて基金残高がなくなったことから、本条例を廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 36 号 津別町市街地総合再生基本計画推進協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 36 号についてご説明いたします。

本条例の廃止理由につきましては、この条例は津別町市街地総合再生基本計画に定めるコミュニティ施設の整備について、町及び開発事業者との意見交換及び協議を行うことを目的として、協議会を設置するために制定されたものでありますが、条例の第 4 条に定める任期において、整備地区の設計が完了するまでとしており、既に設計図書類の受け渡しが完了しているところであります。

また、完成する施設の運営等に関する提案書の作成も完了し、町への提出も終えた

ところであり、協議会の設置の目的に対し一定の成果を得て、その役割を終えたことにより、設置条例の廃止をしようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしましたので、条例の廃止についてご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 37 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 37 号についてご説明申し上げます。

説明資料は 2 ページになります。

変更理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、12月2日より現行の被保険者証が廃止されることから、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するものです。

変更内容は新旧対照表で説明いたします。

第4条については、事務の内容が高齢者の医療の確保に関する法律に規定されているものですので、本規約では内訳を削り、4行目の別表第1を削ることに伴い次の第19条の別表第2は別表に改めます。

議案の条文にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則として、この規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

以上の内容で地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく、北海道内の市町村の協議により規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7 案第 38 号 契約の締結について（トレーニングセンターアリーナ床改修工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 38 号について説明させていただきます。

本件については、トレーニングセンターアリーナ床改修工事の契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、トレーニングセンターアリーナ床改修工事。

工事の場所は、津別町字豊永。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

取得金額 8,811 万円（うち消費税及び地方消費税額 801 万円）です。

契約の相手先は、網走郡津別町字旭町 10 番地 1。株式会社工藤工務店 代表取締役工藤伸となります。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 39 号 契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（建築主体））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

津別町学校給食センター建設工事（建築主体）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別町学校給食センター建設工事（建築主体）。

工事の場所は、津別町字幸町 69 番地 1。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、5 億 6,320 万円（うち消費税および地方消費税額 5,120 万円）。

次ページになります。契約の相手先は、津別・清水特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役中村光一、構成員、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第 39 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 40 号 契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（電気設備））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案 40 号についてご説明申し上げます。

津別町学校給食センター建設工事（電気設備）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別町学校給食センター建設工事（電気設備）。

工事の場所は、津別町字幸町 69 番地 1。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、2 億 2,550 万円（うち消費税および地方消費税額 2,050 万円）。

次ページになります。契約の相手先は、エスケー・岡本特定建設工事共同企業体、代表者は北見市卸町 2 丁目 3 番地 5、エスケー電気株式会社 代表取締役向平秀幸、

構成員、網走郡津別町字幸町1番地、有限会社岡本電機商会 代表取締役岡本和実と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第40号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第41号 契約の締結について（津別町学校給食センター建設工事（機械設備））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第41号についてご説明申し上げます。

津別町学校給食センター建設工事（機械設備）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別町学校給食センター建設工事（機械設備）。

工事の場所は、津別町字幸町 69 番地 1。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、2 億 8,897 万円（うち消費税及び地方消費税額 2,627 万円）。

次ページになります。契約の相手先は、清水・そうけん特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則、構成員、網走郡津別町字共和 10 番地 39、株式会社そうけん津別支店

支店長上野安男と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第 41 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 42 号 財産の取得について（学校給食配送用車）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 42 号についてご説明申し上げます。

本件については、学校給食配送用車の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得する財産の名称といたしましては、学校給食配送用車 1 台です。

説明資料の 4 ページをお開きください。購入する車両の概要を記載しております。

取得する車両の概要として、乗車定員、排気量ほかを記載しているとおりで。

納入期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとしております。

議案にお戻りいただき、契約の場所は津別町字幸町。

契約の方法は、指名競争入札。

取得金額は 792 万円（うち消費税及び地方消費税額 72 万）。

取得の相手先は、北見市栄町 1 丁目 3 番地 5。東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店 支店長林利美と契約を結ぼうとするものです。

以上、内容を説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 43 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 43 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において職員の採用、人事異動及び共済等の率の改定などに伴う給与費の補正、国の総合経済対策である定額減税補足給付金支給事業に伴う増額などを中心とした補正予算となります。

なお、給与費につきましては職員数に増減はなく、一般会計では 319 万 3,000 円の減額、特別会計及び企業会計を含めた全会計合計では 235 万 8,000 円の減額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 8,040 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 70 億 5,588 万 7,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、7 ページから 8 ページをお開きください。

なお、給与費については冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 9 ページから 10 ページをお開きください。10 ページ下段の総務管理経費は、給与システムの定額減税対応に係る改修費用で 15 万 4,000 円の増額です。目 5 財産管理費、12 ページになります。庁舎等維持管理経費は、役場サーバー室のエアコン修繕を予算流用にて対応したための流用元補填で 58 万 3,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の企画調整事務経費は

当町において開催される第20回全国まちづくり交流会の負担金で228万円の増額です。空家等対策事業は、特定空家1軒を略式代執行により解体撤去を行うもので87万3,000円の増額です。目2企画開発費、森の健康館管理業務は指定管理料の増額に伴い予算不足分を予算流用にて対応したための流用元補填となります。目3企画振興費、体験交流施設管理運営経費は次ページにわたりますが、公衆無線LAN機器の経年劣化による更新で27万5,000円の増額と、施設の運営支援金120万円の増額で、計147万5,000円の増額です。

定額減税補足給付金支給事業は、国の総合経済対策で定額減税の対象者でありながら税額が定額減税可能額に満たない方に対し差額を給付するもので、対象者を705人と見込み、給付金と関連経費で2,896万円の増額です。

15ページから16ページをお開きください。項3徴税费、目1税務総務費、税務事務経費は住民税システムの定額減税対応に係る改修費用で101万2,000円の増額です。

21ページから22ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は24ページになります。地域生活支援事業経費は障がい者相談支援事業委託費の消費税相当額の未払い分、平成30年度から令和4年度分で10万6,000円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金及び、その下の介護保険事業特別会計繰出金は、人件費分の増減です。低所得世帯支援給付金と、その下の住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金は次ページにわたりますが、国の総合経済対策により令和6年度に新たに非課税になった世帯や、新たに均等割のみ課税になった世帯に10万円を給付する事業で、対象をそれぞれ60世帯と見込み、給付金と関連経費の増額です。

25ページから26ページをお開きください。目5老人福祉費、介護サービス支援事業は、いちいの園およびデイサービスセンターに対する設備等の修繕4件分の補助で150万9,000円の増額です。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、28ページになります。予防接種経費は今年度から自己負担による接種となる新型コロナワクチン接種費用の一部を助成する経費で、1,447万5,000円の増額です。項2清掃費、目1塵芥処理費のリサイクル施設管理経費は、ペットボトル圧縮装置の修繕で164万8,000円の増額です。

款6農林業費、項1農業費は29ページから30ページをお開きください。中段の目

3 農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業は事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業の内示により増額です。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業は、てん菜の褐斑病状況調査の取り組みに対するトンネル補助で 189 万 8,000 円の増額です。目 4 振興事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、国営農地再編換地業務委託料の person 費単価増等に伴い、予算不足分を予算流用にて対応したための流用元補填となります。

31 ページから 32 ページをお開きください。項 2 林業費、目 2 林業振興費、森林環境譲与税活用事業は、町有林に隣接している用地取得の経費で 31 万円の増額です。

款 7 商工費は 33 ページから 34 ページをお開きください。項 1 商工費、下段の目 3 観光費、峠展望施設管理経費はチミケツ湖キャンプ場の危険木伐採に係る経費を予算流用にて対応したための流用元補填で 26 万 4,000 円の増額です。その下のエコツーリズム推進事業は次ページにわたりますが、推進計画策定について、当初想定していた委託契約による実施から、負担金事業による実施に変更となったため節の組み替えと所要金額の精査により 177 万 9,000 円の減額です。

款 8 土木費は 37 ページから 38 ページをお開きください。項 2 道路橋梁費、中段の目 3 道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、共和地区新規町道認定路線道路改良工事に伴う配水管の移設および、あわせて実施する配水管更新工事に係る保障費で 360 万 8,000 円の増額です。

39 ページから 40 ページをお開きください。款 10 教育費は 41 ページになります。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、教務用消耗品・備品等整備経費は教務指導者の後期分の一部を当初予算に計上していなかったことから 23 万 3,000 円の増額です。目 2 教育振興費、その他小学校教育振興経費は、北海道で雇用のスクールサポートスタッフ分の person 費が削減されたことに伴い、勤務体制確保のため削減分の person 費を増額するものです。項 3 中学校費、目 1 学校管理費、目 2 教育振興費、その他中学校教育振興経費は小学校費と同様の内容により 28 万 3,000 円の増額です。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費は 43 ページから 44 ページをお開きください。下段の目 2 社会教育振興費、放課後子ども教室経費は指導員の通勤に係る費用弁償で 5 万 2,000 円の増額です。項 5 保健体育費は 45 ページから 46 ページをお開きください。目 4 学校給食費、

給食センター施設整備事業は、施設整備に係る国庫補助金の内定に伴う事務費の減額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページをお開きください。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出で説明の定額減税補足給付金支給事業、低所得世帯支援給付金及び住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金に係る補助金で増額です。

目3 衛生費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種料に係る補助金で996万円の増額です。目5 教育費国庫補助金は、給食センター施設整備事業の補助金の内定により169万5,000円の減額です。

款15 道支出金、項2 道補助金、目4 農林業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額。目5 教育費道補助金は、GIGAスクール運営支援センター事業に係る補助金で27万2,000円の増額です。

款18 繰入金、項1 基金繰入金の地域振興基金繰入金は、地域医療維持助成事業に係る過疎債ソフト分の発行限度額の増と、森の健康館整備事業が起債対象になったことにより4,289万1,000円の減額です。ふるさとつべつ応援金繰入金は、多目的運動公園整備事業が起債対象になったことによる減額です。森林環境譲与税基金繰入金は歳出で説明の用地取得に係る経費で、増額の31万円の増額です。

款19 繰越金、前年度繰越金は一般財源不足分の増額です。

款20 諸収入、項4、目6 雑入は体験交流施設納付金の免除による減額です。

款21、項1 町債は5ページから6ページをお開きください。目1 総務債の森の健康館合併処理浄化槽機器改修事業は公適債、森の健康館上里貯水槽ろ過装置設置事業は、過疎債の対象となったことに伴う増額です。目2 民生債、ケアハウス長寿命化整備事業は起債対象外経費の減額です。目3 衛生債、地域医療維持助成事業は過疎債ソフト分の発行限度額の増により増額です。目5 土木債、雪寒建設機械導入事業から町道350号線舗装補修事業は事業費の変更等に伴う増減です。町道132号線道路改良事業は、過疎債の対象となったことによる増額です。目6 消防債、通信指令施設整備事業は消防本部で起債を行うための減、消防自動車購入事業は事業費の変更による減額です。

目 7 教育債、給食センター整備事業は補助金の減に伴う増額です。学校給食配送用車両整備事業およびさくら公園木製歩道橋改修事業は、過疎債の対象になったことによる増額です。

補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものです。

第 2 条は地方債補正で、2 ページめくりまして第 2 表のとおり追加 5 件、限度額の変更 7 件、廃止 1 件で補正後の限度額は 10 億 4,260 万円となるものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 12 ページ、歳出のほうですけれども 2 点ほどお伺いしたいと思います。

企画総務費の企画調整事務経費、今回、負担金で第 20 回の全国まちづくり交流会実行委員会に 228 万円ほど負担をすると、これはかねてから津別町で開催するのは聞いておりましたけれども、この 228 万円、津別町が負担する根拠、いわゆる全事業に対して、津別町はこの 228 万円を負担する根拠についてお伺いしたいと。

もう 1 点は、この交流会の事業概要についてお伺いしたいと思います。

もう一つ、その下に空家等対策事業で代執行で津別町が特定空家を解体するという事で 87 万 3,000 円予算措置しておりますが、この物件の特定空家に至った経緯について、概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 12 ページの第 20 回全国まちづくり交流会実行委員会への負担金の部分ですが、負担する根拠といいましても、町に実行委員会から共催の依頼が来ていまして、これに関しまして町としては全国から多くの方が来るという意味で共催したいという意味で今回の負担金、共催になりますので負担金を出すべきものというふうに判断をしておりますが、実際のこの事業の概要なんですけれども、実行

委員会も立ち上がったばかりですが、例年、北海道で開催する場合は秋ごろが多いのですが、今回、津別町においても9月の最終週の金、土、日を開催日といたしまして、開催するというふうに聞いております。

集会の規模といたしましては、もう本当に南は沖縄から北海道内の参加者も含めて120名程度規模というふうに想定していると聞いております。

先ほどの負担金の話になりますが、この金額に関しましては実行委員会からもちろん精算して、多くなった部分といたしますか、余った部分は町のほうにお返しするという形で聞いてございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまご質問のありました空家等対策事業の特定空家解体工事の概要について説明させていただきます。

当該物件につきましては、令和5年12月4日、火災により消失した物件でありまして、建物の所在は豊永63番地31、未登記であります。焼失したもので倒壊等著しく、保安上危険となる恐れのある状態であり、豊永の自治会からも令和6年3月18日付で町において除却いただきたい旨の要請書が提出されております。所有者につきましては調査したところ、令和2年、所有者は死亡されておりますが、所有者に配偶者はなく両親も既に死亡しており、該当町村の戸籍も調べましたが相続人、該当者が存在しないことがわかっております。

このことから、令和6年5月10日に津別町空家等対策協議会で特定空家に認定いたしまして、今回、略式代執行により除却したいものです。

根拠等につきましては、空家特措法第22条第10項及び津別町空家等の適切な管理に関する条例第7条第3項の規定に基づき、過失なく措置を命ぜられるべきものが通知することができないときは、市町村長は、その措置をみずから行うことができます。このことから今回、補正にて解体に係る費用を計上させていただき、今後、補正が通りましたら事前の公告を行いまして早期に略式代執行を行い、解体をしようとするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 申し訳ありません。全国まちづくり交流会の部分ですが、交流会の実際のもう少し詳しい概要を述べたいと思います。

9月の最終週、27日金曜日ですが、この日にまず前夜祭というものが行われます。金曜日、それぞれ全国から、多分、道外の方は空港に来るかと思えますけれども、その空港の送迎もこれは実行委員会のほうで実施したいと考えております。

宿に関しましては120名というキャパシティですので、既にランプの宿とみいとインつべつに関しましては、その日程に空いている部屋を全て仮押さえしている状況となっております。

前夜祭は6時ごろから中央公民館で開催をいたします。基本的には前夜祭は、結構この交流会というのは複数回、過去にも参加している方が結構多くいらっしゃる形で、いわゆる久しぶりに皆さんが顔をあわせる中で、そういう雰囲気の中で和やかに進められるものというふうに聞いております。

翌土曜日が午前中は津別町内のそれぞれの名所を回っていただくのですが、人数が多いので幾つかのグループ、コースに分けてというふうになっております。一つが相生コース、道の駅やシゲチャンランドを見学するコース、もう一つが活汲コースといたしまして、活汲のアール・ブリュット美術館ですか、あそこの視察と山上木工さんのISU-WORKSの施設を見学するというふうになっております。

もう一つが市街地コースといたしまして、いわゆるまちなか再生の部分も含めて、町の中を歩いて見学してもらおうというものです。

もう一つ、上里コースというのがありまして、こちらは森のこだまさんが行っています、いわゆる森林セラピー基地を中心とした森の散策といいますか、こちらを体験してもらおうということで、四つのコースを午前中楽しんでいただきたいと。これは選択制です、どのコースにするかは参加者の選択制というふうになります。

また昼から津別町でまちづくりを頑張っている方の事例発表をいただきます。夜がまた大交流会という形で、参加者が一堂に会して交流をする場を設けたいと考えています。

こちら土曜日だけ参加するというコースもありますので、前夜祭と通して参加する

方と土曜日の本祭だけ参加する方というふうに分かれます。

日曜日ですが、こちらは完全希望者だけに雲海や空港に送りがてら周辺の観光を楽しんでいただくようなものを用意しているというふうな形になってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） この全国まちづくり交流会ですけども、津別での開催の概要は今ちょっとお伺いしたんですけれども、どのような方たちが津別に集まるのか、その件についてお伺いしたいのと、清算方式で今回予算 228 万円組むんですけども、このお金というのはどういうものに要すのか、その概要についてお伺いしたいのと、今回、津別で第 20 回目ということで開催されるということですけども、津別町としての開催によるメリットというのか、まちづくりに効果がどのようにあるのかお伺いしたいと思います。

空家対策事業については了解しました。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） どのような方が参加されるかということですけども、第 20 回を迎える中で、実は私も昨年の第 19 回の与論島と、ちょっと回数は忘れましたが蘭越で開催されたのが 6、7 年前にあったと思うんですが、そちらに私も参加をしたことがございます。

そういう中でいきますと、結構、参加者を固定している、常連と申しますかそういう方もいらっしゃいます。参加する方は本当まちまちです。実際、まちづくり団体として頑張っている方や農協の方とか、あと自治体の職員の方も見られる方はいらっしゃいます。それぞれまちづくりについて熱い思いを持っている方と申しますか、そういう方が集まってくる集会というふうに私としてはとらえております。

まさしくそういう方が集まるとつながりができて、情報交換とか、これを機にまた違うまちづくりをやっている町に、それは個人として行ってみようとか、そういうつながりができる交流の場になるのかなというふうに考えております。

お金に関しましてですが、いわゆる予算概要をいただいたところです。例年、開催される場所では実行委員会体制が組まれたりしていますが、基本的には町内の移動、

いわゆる空港に着いてから宿、会場への移動とか、全て送迎対応になっていました。実行委員会側がバスを用意して、そういう体制になっていましたので、津別で開催するときもこういう体制をとらなければいけないというふうな形で、当然、町の福祉バスだけでは足りませんので外部のバスリース、運転手付きですけれども外部に委託するような形で、結構その部分にお金がかかるというふうになっております。

当然、参加者からは参加費をいただきますけれども、なかなかそれでは賄い切れないほどのものもございますので、特に、その移動費とかが大きく負担になっていると。今回、津別、実は20回が最後というふうにも聞いております。これは創設時のメンバー、第1回からのメンバーがもう大分高齢に達してきたので、次の後を引き継ぐ者がいなければ、もうこれで最後にしたいということもありましたので、かなり多くの方が集まって来られるのかなというふうに考えております。

当然、先ほどの概要を申し上げましたとおり、情報交換と、いわゆるそういう方々が一堂に会してお話をする場ですので、また一種の観光のようなプログラム、コースも用意しております。そういう意味ではある程度、津別の特に道の駅に寄ったり、町歩きではスーパーやカフェとかに寄ったり、その部分である程度のお金を落としていただくような場面もございますし、実は大交流会は中央公民館が会場ですけれども、そこでできる方は物販とかもやっていただいていたというのが結構過去の交流会でありましたので、そういう意味では、ホールの中でできなければ外側で物販とかをやっていただくような場、コーナーもつくってみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 大まかなことについてお答えいただきましたけれども、この実行委員会の交流会のみで津別町で開催されるのか、また津別の住民がこれに参加する、この事例発表含めて町民がこれに参加して聞くことができる内容のものか、最後にこれをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 実は、今まさしくその部分を実行委員会でも協議をしているところでございます。

過去の開催でいきますと、参加料、今回1万3,000円というふうを設定しておりますが、払っている方が会場の中に入れるという形ではあるんですけども、我々実行委員としても、なるべく事例発表は町内の方ばかりを選定しておりますが、そういう意味では参加費を払って参加する方も当然それは過去の開催にはいらっしゃいますが、そういう講演の部分、そういう部分を町民交えてという部分でいけば、今後まさしく実行委員会で今検討している部分でございます。

また過去の開催地に行きますと、本当、町総出で歓迎しているという感じがございました。そういう意味では、いわゆる実行委員側といいますか開催側、会場を盛り上げる側としても町民の方に大いに参加をしていただきたいというふうなところを考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時9分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 44 号 令和 6 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 44 号についてご説明をいたします。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から 144 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 4,305 万 2,000 円とするものです。

補正の理由につきましては、人事異動に係る繰入金、人件費のみの減額ですので事項別明細の説明は割愛させていただきます。

第 2 項の第 1 表につきましては、歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 45 号 令和 6 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 45 号についてご説明申し上げます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から 655 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 6,695 万 7,000 円とするものです。

補正の理由につきましては、人事異動に係る繰入金、人件費のみの増額となります。

事項別明細の説明は割愛させていただきます。

第 2 項の第 1 表につきましては、歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正の総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 46 号 令和 6 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 46 号について説明させていただきます。

主な補正の理由といたしましては、人事異動による人件費の変更と、道路改良事業に伴う配水管移設工事に要する経費の補正となります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における支出の水道事業費用を 456 万 5,000 円減額し、2 億 282 万 7,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費において給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費および負担金につきまして、456 万 5,000 円を減額するものであります。

3 ページになりますが、資本的収入及び支出につきましては、支出において、町道 190 号線の道路改良工事に伴い、支障となる配水管を移設する工事費として 360 万 8,000 円を追加し、これに対応する収入として工事補償費を 360 万 8,000 円追加するものです。

4 ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書になりますが、今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては、427 万 4,000 円の増額となり、5 億 4,482 万円となります。

5 ページは貸借対照表になりますが、1 固定資産では、構築物が 328 万円増額し、2 流動資産では、現金預金が 5 億 4,482 万円となり、資産合計は 28 億 3,666 万 9,000 円となります。

6 ページになりますが、4 流動負債の引当金は 29 万 1,000 円減額、5 繰延収益の長期前受金は 328 万円の増額となります。

条文にお戻りいただきまして、第4条につきましては議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を456万5,000円減額し、2,003万5,000円とするものであります。

以上、議案第46号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎発議第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、発議第4号 津別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君）　〔登壇〕　ただいま上程となりました、発議第4号　津別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

令和5年10月16日開催の議会運営委員会において、津別町議会会議規則第70条の規定により、「ICT整備検討小委員会」を設置し、その中でICTを活用した効率的な議会運営と住民参加による開かれた議会の実現を目指すため、これまで検討を重ねてきたところです。

令和2年4月に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」の通知が総務省から出されたことで、オンラインの方法による委員会開催が可能であるとの見解が出されたこと、および令和5年2月に、育児・介護等の事由をもってオンライン出席することは差し支えないとの見解が同じく総務省より示されたことから、災害時や感染蔓延時、育児、介護等により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員について、オンラインでの出席を可能とするため、委員会条例の一部の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正しようとする内容につきまして、別紙資料の新旧対照表に基づき説明いたします。

第14条定足数の次に、新たに第14条の2として、出席の特例、第1項から第4項までを追加しようとするものであります。

第1項で参集できない委員がオンラインで出席できるよう規定し、第2項で許可について、第3項で出席の取り扱いについて、第4項でオンラインを活用した運営方法の委任についてそれぞれ規定するものです。

議案の本文をご覧ください。

ただいま、新旧対照表で説明した内容について条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日については、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、全文を読み上げ説明にかえさせていただきます。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮するためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植樹による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところ

である。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の2項目を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか各大臣であります。

皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について説明をいたします。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

しかし、地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、

急激に進められている自治体システム標準化や多発する大規模災害への対策も迫られている。

このため、令和7年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を要請する。

以下、記載の10項目について、地方第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか担当大臣に提出をいたします。

以上、説明といたしますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第4号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しを得ましたので、意見書案第4号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、一部読み上げて提案をいたします。

北海道最低賃金の引き上げは、働く貧困層の解消のための一つとして最も重要なものである。

令和5年8月31日に開催された第21回「新しい資本主義実現会議」において、「公労使三者構成の最低賃金審議会」で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していた

だき、その積み上げにより 2030 年代半ばまでに、全国加重平均 1,500 円となることを目指していく」ことが述べられております。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、働く方々の生活は一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 6 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、下記の 3 項目について処置を講ずるよう地方自治法第 99 条の規定に基づき北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会へ意見書を提出するものであります。

以上、提案させていただきますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 4 号を裁決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま上程されました、意見書案第 5 号について説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書であります。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的

に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度であり、この制度における国の負担率が平成 18 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更された。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなったが、中学・高校については依然として「検討」にとどまっている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させていく必要があることから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第 99 条に基づき要請するものであります。

提出先につきましては、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長その他関係大臣あてに提出するものであります。

趣旨に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 6 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保証する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第 6 号について質問いたします。

道教委に向けた意見書であります。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもたちにゆたかな学びを保証する高校教育を求める意見書であります。

道教委は、令和 5 年 3 月に「これからの高校づくりに関する指針」を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきた。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立学校の統廃合が進み、公立学校のない市町村が 55 市町村になり、この 3 年でさらに増加することになります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐことになっている。

道教委は、広大な北海道の実情をかんがみ、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもたちに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

以下 4 点について、提出先は北海道知事、北海道教育委員会。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

趣旨に賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第4号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、令和5年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第5号 津別町下水道事業会計予算の繰越しについてを議題とします。

町長から、令和5年度津別町下水道事業会計予算に係る繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和5年事業年度事業報告および決算、令和6事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第7号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和5年度2月分、3月分、4月分、令和6年度4月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで、令和6年第4回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時42分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員